

29埼中もの発第051517号  
平成29年5月15日

ジグテックプレジジョン株式会社  
代表取締役 平間 勝也 殿

全国中小企業団体中央会  
会長 大村 功 作



埼玉県地域事務局  
埼玉県中小企業団体中央会  
会長 星野 進



平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金に係る  
補助金交付決定通知書

平成29年4月19日付け文書をもって申請のありました上記補助金については、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金交付規程第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成29年4月19日付け「平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金に係る補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）」記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。  
補助事業に要する経費 6,881,926円（税込み）  
補助事業に要する経費 6,372,154円（税抜き）  
補助対象経費 6,372,154円（税抜き）  
補助金交付決定額 4,248,101円（税抜き）
- 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金交付規程（平成28年11月14日 28全中発第11141号。以下「交付規程」という。）で定めるところに従うこと。  
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、補助事業実施期間中及び補助事業終了後において次の措置が講じられる場合があるので留意すること。  
(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付  
(2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則  
(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと  
(4) 経済産業省及び全国中央会、埼玉県地域事務局が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること  
(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
- 次に掲げる場合には、計画変更承認申請を必要とするので留意すること。  
(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（補助金交付規程第9条に定める軽微な変更を除く）。  
(2) 経費区分間で、補助金交付申請額の20パーセントを超えて流用しようとするとき。
- 上記のほか、本事業の実施に当たっては、全国中央会及び埼玉県地域事務局の指示に従うこと。